

JIS Z 2305:2013による
 ガスプラント非破壊試験技術者資格の
更新登録案内
 (2017(平成29)年度 第2回)

現在所有している資格証明書が以下の方が対象となります。

**初回認証日から5年目の有効期限
 再認証登録日から5年目の有効期限**

◎ この案内は更新登録についてのみのご案内です。

ガスプラント非破壊試験技術者資格のもととなる認証制度については「JIS Z 2305:2013 ガスプラント非破壊試験技術者資格の認証制度のご案内 C5006-01 非管理版」をご覧ください。

<http://www.jlpa.or.jp/ndt/index.html>

◎ 対象者、申請募集期間、資格証明書送付

平成29年度 第2回	
対象者 (資格証明書有効期限)	2018年3月31日
募集期間	2018年1月9日(火)～1月30日(火)(消印有効)
資格証明書送付	2018年3月中旬
資格証明書発行日	2018年4月1日

◎ 提出書類

- 更新登録申請書(1/3)
- 視力の証明、業務継続の証明(2/3)
- 現在所有している資格証明書のコピー(3/3)
- 申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書
- 雇用責任者の遵守誓約書
- 登録料の振り込みがわかる書類の控え

※ 更新登録申請に当たっては申請者本人、雇用責任者が遵守すべき事項を記載した「非破壊試験に関わる者の遵守規定(7頁)」を熟読願います。

目次

1. 更新登録申請とは	3
2. 更新登録に必要な条件	3
3. 登録料	4
4. 申込方法	4
5. 募集期限	5
6. 審査結果による資格証明書の発送	5
7. 登録内容に変更が生じた場合	5
【添付1】更新登録に必要な条件	6
【添付2】非破壊試験に関わる者の遵守規定	7
【添付3】「更新登録申請書」記載要領	9
【添付4】「視力の証明、業務継続の証明」記載要領	10
【添付5】「資格証明書コピー」記載要領	11
【添付6】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領	12
【添付7】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領	13

1. 更新登録申請とは

新規認証登録から5年目と、再認証登録から5年目の有効期限前に、更新登録申請を行い、書類審査に合格と判定されると資格証明書を発行します。有効期間は、現在所有している資格証明書の有効期限日の翌日から5年間です。

2. 更新登録に必要な条件

(1) 視力の証明

視力に関する要求事項を満足することの証明が必要になります。

<内容>

証明者は、雇用責任者(申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を委任されている代理人)となります。

① 近方視力証明(過去1年以内の証明)

Times (New) Roman N4.5 の文字[Jaeger number 1 でも可]、又はそれに相当する文字を 30cm 以上離れて、単眼(片目)又は両眼で判読する必要があります(矯正可)。尚、詳細については6頁【添付1】「更新登録に必要な条件」に記載しています。

② 色覚証明(過去1年以内の証明)

色覚は、申請する NDT 方法(雇用責任者の指定する NDT 方法)で使われる色彩又はグレイスケール(灰色の濃淡)間のコントラストを見分けて識別できること。申請する NDT 方法において業務上支障がないことを雇用責任者が証明してください。

<参考>色覚検査表等を使用される場合の例としては、石原式色覚検査表があります。なお、詳細については6頁【添付1】「更新登録に必要な条件」に記載しています。

(2) 業務継続の証明

証明者は、雇用責任者(申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を委任されている代理人)となります。

現在所有している資格証明書の非破壊試験方法において大幅な中断^(注)がなく、満足な業務活動を継続していることの証明が必要になります。なお、詳細については6頁【添付1】「更新登録に必要な条件」に記載しています。

(注)大幅な中断とは、非破壊試験業務を連続して 1 年間中断、または2回以上の中断の期間の総計が2年間を超える場合です。

(3) 現在所有している資格有効期限の証明

現在所有している資格の有効期限を確認するために資格証明書のコピーが必要になります。

(4) 申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書

受験者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会が規定する「非破壊試験に関わる者の遵守規定」7頁【添付2】を守ることが求められますので、その内容に同意のうえ登録申請を行ってください。

これに違反した場合は、認証資格一時停止、認証資格取消し、受験資格停止、情報の公開、実名での事実の公表等の処置を講ずる場合があります。

(5) 雇用責任者の遵守誓約書

雇用責任者(認証申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者により業務を委任されている代理者)は、JLPA 認証委員会が規定する「非破壊試験に関わる者の遵守規定」7頁【添付2】を守ることが求められますので、その内容に同意のうえ登録申請を行ってください。

これに違反した場合は、資格停止、証明者としての資格の取消し、認証資格取消し、受験者の受験資格停止、登録、情報の公開、実名での事実の公表等の処置を講ずる場合があります。

3. 登録料

登録料(消費税込)	
1資格	¥7,560

(例)極間法磁気探傷試験レベル1技術者、溶剤除去性浸透探傷試験レベル1技術者、超音波厚さ測定レベル1技術者の3資格の場合は¥22,680 (¥7,560×3)となります。

※一度お申し込みをされた登録料はご返却できませんのであらかじめご了承ください。

4. 申込方法

以下の(1)(2)を募集期限内に郵送してください。

(1)申請書類 (次の書類はホームページからダウンロードし、作成してください。)
(各書類の記載は【添付3～7】の記載要領に従って記入してください。)

①更新登録申請書(1/3)

(作成方法は9頁【添付3】「更新登録申請書」記載要領を参照してください。)

②視力の証明、業務継続の証明(2/3)

(作成方法は10頁【添付4】「視力の証明、業務継続の証明」記載要領を参照してください。)

③現在所有している資格証明書のコピー(3/3)

(作成方法は11頁【添付5】「資格証明書コピー」記載要領を参照してください。)

④申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書

(作成方法は12頁【添付6】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領を参照してください。)

⑤雇用責任者の遵守誓約書

(作成方法は13頁【添付7】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領を参照してください。)

(2)登録料の振り込みがわかる書類の控え

振込先

○三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店 普通口座 1492392
 口座名義 シャニホンエルピーガスプラントキョウカイ

<書類送付先>

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会 管理部
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F
 TEL 03-5777-6167

5. 募集期限

表紙に記載しています。(消印有効です)

6. 審査結果による資格証明書の発送

審査結果により資格証明書を発送いたします。送付予定日は表紙に記載しています。

※審査結果に関する問合せにはお答えできません。

7. 登録内容に変更が生じた場合

住所変更等の理由により郵便物が宛先不明で戻ることがございますので、資格証明書保持者及び雇用主は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「ガスプラント非破壊試験技術者の変更届」により登録内容の変更申請をして下さい。

なお、「ガスプラント非破壊試験技術者の変更届」はホームページよりダウンロードして下さい。

http://www.jlpa.or.jp/ndt/pdf/ndt_henkoutodoke.pdf

※個人情報の取り扱いについて

(一社)日本エルピーガスプラント協会(JLPA)は、申請手続き等の際にお届けいただきました個人情報は適切に管理させていただきます。この情報は、本申請手続きのために使用させていただきます。他の目的に使用することはありません。

JLPA

一般社団法人 **日本エルピーガスプラント協会**

非破壊試験技術者認証委員会 管理部

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F

TEL 03-5777-6167 FAX 03-5777-6168

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

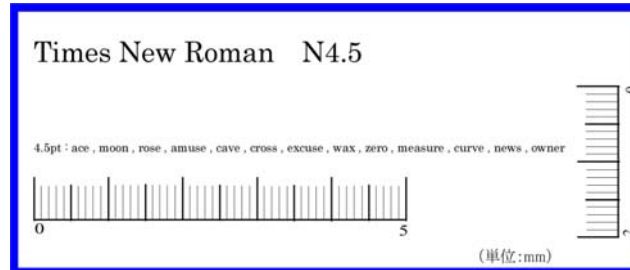
<http://www.jlpa.or.jp/ndt/index.html>

【添付1】更新登録に必要な条件

(1) 視力の証明

① 近方視力証明(過去1年以内の証明)

下記の文字(Times New Roman N4.5)[Jaeger number 1 でも可]について 30 cm以上離れて単眼又は両眼(視力矯正可)で判読できることを雇用責任者が証明してください。近方視力については受験申請前及び資格取得後毎年1回実施し、雇用責任者が本書類(原本)又は本書類の様式に準じた記録を毎年保管し、JLPA 非破壊試験技術者認証委員会から提示を求められた場合は提出をして下さい。



(注1)上記を使用する場合は、枠内の縦と横のスケールの寸法(単位:mm)が原寸であることを確認して下さい。

(注2)パソコンからプリンタ出力する場合は、True Type フォントの指定が必要です。

② 色覚証明(過去1年以内の証明)

色覚要求事項:色覚は、申請する非破壊試験方法で使われる色彩又はグレイスケール(灰色の濃淡)間のコントラストを見分けて識別できること。申請する非破壊試験方法において業務上支障がないことを雇用責任者が証明して下さい。

(例)磁粉指示模様または浸透指示模様の色相コントラストの識別が可能であること。

<参考>色覚検査表等を使用される場合の例としては石原式色覚検査表があります。

(2) 業務継続の証明

過去5年間の非破壊試験業務の大幅な中断があるかないかを雇用責任者が証明してください。

「大幅な中断はありません」に○をした場合は、以下の内容から一つ又は複数選んで○をして下さい。該当がない場合はその他にご記入下さい。

①業種

- A. プラント検査、B. ローリ検査、C. 機器メーカー、D. プラント・エンジニア、
E. ガス販売事業者、F. 容器検査所、その他

②非破壊試験対象物

- A. タンク、B. ローリ、C. 容器、D. 機器、E. 配管、F.バルブ、その他

③非破壊試験対象材料

- A. 鋼、B. ステンレス鋼、C. 銅、D. アルミニウム、その他

④主な業務内容

- A. 完成検査、B. 保安検査、C. 開放検査、D. 容器検査、E. 容器再検査、F. 機器製作時、
その他

【添付2】非破壊試験に関わる者の遵守規定

非破壊試験に関わる者の遵守規定

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会非破壊試験技術者認証委員会(以下、JLPA 認証委員会)が実施する認証制度(JIS Z 2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」)における非破壊試験に関わる者が遵守すべき規範を以下のとおり定める。

また、「非破壊試験に関わる者」とは、JLPA 認証委員会が実施する認証制度に関わる雇用責任者、訓練に関わる者、申請者、資格証明書保持者及びそれ以外の立場で認証制度に関与する者とする。

1. 使命

非破壊試験に関わる者は、その専門的知識と経験に基づき、非破壊試験技術の健全な普及と強化 に努め、社会に信頼される非破壊試験技術を供給することに努めなければならない。

2. 法の遵守

非破壊試験に関わる者は、法令を遵守するとともに、本遵守規定に従わなければならない。

3. 品位の保持

非破壊試験に関わる者は、自らの使命の重要性に鑑み、品位の保持に努め、高い社会的信頼を保持するように努めなければならない。

4. 社会への貢献

非破壊試験に関わる者は、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために、自身の業務成果について積極的に社会に対して情報を発信し、後進の育成に協力しなければならない。ただし、自身が遵守すべきあらゆる組織や団体の守秘義務に違反することがあってはならない。

5. 不正行為の禁止

非破壊試験に関わる者は、当協会の資格試験、資格の認証行為及び認証資格について、以下の行為を代表する一切の不正行為をせず、自らの行動を規律するよう努め、正々堂々と非破壊試験に関わる者として社会に対し価値を提供しなければならない。

- (1) 虚偽の情報登録及び申請。
- (2) 情報の捏造。
- (3) 受験申請者以外の第三者による資格試験の受験。
- (4) 認証資格の不正利用。
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為。

6. 自己研鑽

非破壊試験に関わる者は、常に自己研鑽に励み、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために最新の知識と技術の獲得に継続的に努めなければならない。

7. 資格の維持管理

資格証明書保持者は、資格の維持管理について、更新、再認証等の定められた手続きを行わなければならない。

8. 雇用責任者

上記1. から6. の他遵守する内容

- (1) 雇用責任者は、申請者の書類の個人情報が入正しことを証明しなければならない。
- (2) 雇用責任者は、非破壊試験の結果の正当性を含めて非破壊試験作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければならない。
- (3) 雇用責任者は、申請者が視力の要求事項に毎年適合していることを証明しなければならない。

- (4) 自らが雇用責任者となっている資格証明書保持者は、雇用主に帰する全ての責任を持たなければならない。
- (5) 雇用責任者及びその職員は、資格試験に直接関与しない。
- (6) 雇用責任者は、JLPA 認証委員会へ遵守誓約書を提出することによってこの規定に遵守することを証明しなければならない。

9. 申請者・資格証明書保持者

上記1. から7. の他遵守する内容

- (1) 申請者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会が定めた申請のための書類を提出しなければならない。
- (2) 資格証明書保持者は、毎年近方視力の検査を行い、その検査結果を雇用主に提出しなければならない。
- (3) 資格証明書保持者は、認証の有効性に関する条件が満たされなくなったときは、JLPA 認証委員会及び雇用責任者に通知し、資格証明書を JLPA 認証委員会に返納しなければならない。また、JLPA 認証委員が認証の一時停止及び取消を命じた場合は、直ちに資格証明書保持者としての業務を停止し、また、資格証明書保持者であることを表明せず、資格証明書を JLPA 認証委員会に返納しなければならない。
- (4) 申請者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会へ遵守誓約書を提出することによってこの規定に遵守することを証明しなければならない。

10. 遵守規定違反に対する処置

非破壊試験に関わる者が本規定に抵触すると考えられる場合、又は、非破壊試験に関わる者として著しく体面を汚したと考えられる場合、JLPA 認証委員会は適切な処置を行う。

11. 規定の変更

この規定は、JLPA 認証委員会の決議により変更することができる。

【添付3】「更新登録申請書」記載要領

記入例を参考に更新登録申請書を作成して下さい。

申請日を記入してください
(●●●●年は西暦)

カタカナで記入してください

昭和・平成どちらかに○をしてください

郵便番号を忘れずに記入してください

登録申請者の勤務先名、所属部署を記入してください

郵便番号を忘れずに記入してください

「宛先」が本現住所、勤務先ではなく、会社へまとめて送付を依頼される場合は宛先の「その他」に○をして、会社住所を記入してください。
このときの「宛名」は会社名、窓口ご担当者名を記入してください

C5006-R08 2017.12.1 非管理版

ガスプラント非破壊試験技術者資格 更新登録申請書 (1/3)

※記載漏れと記載誤りは不受理になることがありますので太枠内は全て記入ください。

申請年月日	●●●●年 ●●月 ●●日				
申請資格 <small>(申請する資格全てに○)</small>	極間法磁気探傷試験レベル1	溶剤除去性浸透探傷試験レベル1	超音波厚さ測定レベル1	極間法磁気探傷試験レベル2	溶剤除去性浸透探傷試験レベル2
フリガナ	ヒハカイ イチロウ				
登録申請者 署名(本人)	非破壊-印				写真貼付 2.5cm ×2.5cm <small>注)画像が鮮明なものを貼付ください。</small>
個人ID	●●●●				
生年月日	昭和	平成	●●年	●●月	●●日生
現住所	〒●●●●●● ●●県 ●●市 ●●丁目 ●●番地 電話 ●●●● (●●) ●●●●				
勤務先	●●●●株式会社 ●●事業所				
勤務先住所	〒●●●●●● ●●県 ●●市 ●●丁目 ●●番地 電話 ●●●● (●●) ●●●● FAX ●●●●(●●)●●●● <small>※内容に関して問合せを行う場合がございますので電話、FAXは必ずご記入ください。</small>				
資格証明書及び更新連絡送付先	宛先	現住所	勤務先	その他	
該当するところに○又はご記入下さい	宛名	本人	その他		

<現在お持ちの資格証明書>

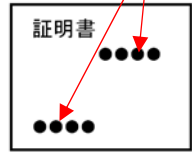
申請する非破壊試験方法	申請資格の有効期限 <small>(申請資格以外の欄は斜線を引く)</small>	申請資格に○ <small>(資格証明書コピーを【添付5】に貼付)</small>
極間法磁気探傷試験レベル1	●●●●年 ●●月 ●●日	○
溶剤除去性浸透探傷試験レベル1	●●●●年 ●●月 ●●日	○
超音波厚さ測定レベル1	●●●●年 ●●月 ●●日	○
極間法磁気探傷試験レベル2	— 年 — 月 — 日	—
溶剤除去性浸透探傷試験レベル2	— 年 — 月 — 日	—

申請する資格に○をしてください
(申請書は資格ごとに作成する必要はありません)

必ず登録申請者(本人)が手書きで記入し、印を捺印してください

画像が鮮明なものを貼付してください。

現在お持ちの資格証明書記載の個人IDを記入してください



内容などをお問合せすることがありますので電話、FAX番号は必ず記入してください

申請する資格に○及び有効期限を記入してください
(申請する資格の資格証明書のコピーを【添付5】に貼付してください)

申請を行わない欄には斜線を記入してください
(申請の有無を明確にするためです)

【添付4】「視力の証明、業務継続の証明」記載要領

C5006-R08 2017.12.1 非管理版

ガスプラント非破壊試験技術者資格 更新登録申請書 (2/3)

視力の証明、業務継続の証明

※雇用責任者が必ず記入してください。
 ※記載漏れと記載誤りは不受理になることがありますので、太枠内は必ず記入してください。

(1) 視力の証明

※検査実施日は申請年月日より1年以内に検査であること。

項 目	検査実施日	判 定
<近方視力証明> 矯正の有無に関係なく、Times New Roman N4.5 または Jaeger number 1 について 30cm 以上離れて単眼又は両眼で読めること。	平成●●年●●月●●日	<input checked="" type="radio"/> 判 読 可 能 <input type="radio"/> 判 読 不 可 能
<色覚証明> 非破壊試験方法で使われる色彩又はグレイスケール(灰色の濃淡)間のコ ントラストを見分けて識別できること。	平成●●年●●月●●日	<input checked="" type="radio"/> 識 別 可 能 <input type="radio"/> 識 別 不 可 能
<参考>色覚検査表等を使用される場合の例としては、石原式色覚検査 表があります。		

(2) 業務継続の証明

非破壊試験業務の中断の有無 (どちらかに○をして下さい)	<input checked="" type="radio"/> 大幅な中断はありません	<input type="radio"/> 大幅な中断があります
大幅な中断はありませんに○をした場合はその内容を記入 (【添付1】「更新登録に必要な条件」中の「(2)業務の継続の証明」を参照して記載してください)		
	極間法磁気探傷試験レベル1 またはレベル2	溶剤除去性浸透探傷試験 レベル1またはレベル2
	超音波厚さ測定レベル1	
①業種	<input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D <input type="radio"/> E <input type="radio"/> F その他 ()	<input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D <input type="radio"/> E <input type="radio"/> F その他 ()
②非破壊試験 対象物	<input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input checked="" type="radio"/> D <input type="radio"/> E <input type="radio"/> F その他 ()	<input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input checked="" type="radio"/> D <input type="radio"/> E <input type="radio"/> F その他 ()
③非破壊試験 対象材料	<input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D その他 ()	<input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D その他 ()
④主な業務 内容	<input type="radio"/> A <input checked="" type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D <input type="radio"/> E <input type="radio"/> F その他 ()	<input type="radio"/> A <input checked="" type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D <input type="radio"/> E <input type="radio"/> F その他 ()

上記視力の証明、業務継続の証明の内容に相違ないことを証明します。

雇用責任者 記名・押印	非破壊 太郎 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 印 </div>	申請書証明日	平成●●年●●月●●日
----------------	--	--------	-------------

※証明日は視力の検査実施日後に結果を確認し、記入してください。

検査実施日を記入し、判定に○をしてください
 (検査実施日は申請年月日より1年以内であること)

どちらかに○をしてください。
 (「大幅な中断がある」場合は登録できません)

証明日は視力検査実施日後に確認し証明してください。

「大幅な中断はありません」に○をした場合は6頁【添付1】「(2)業務継続の証明」を参照して①～④欄において一つ又は複数選んで○をしてください。該当がない場合は「その他」に記入してください

①雇用責任者の記名は手書きでなくても構いません。
 ②印は必ず捺印してください。

【添付5】「資格証明書のコピー」記載要領

C5006-R08 2017.12.1 非管理版

ガスプラント非破壊試験技術者資格 更新登録申請書 (3/3)

申請資格証明書コピー貼付用 台紙

「更新登録」を申請する資格証明書の「有効年月日」が記載されている面のコピーを貼付してください。
(資格種類の順番等にかかわらず枠内に申請対象分を貼付してください)

非破壊試験方法の種類
工業分野 供用前・供用期間中試験(製造を含む。)及び高圧ガスプラント

認定番号

氏名

個人ID

生年月日

発行年月日

有効年月日 ●●●●年●●月●●日

-発行所長人- 日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認定委員会
委員長 西田 享平

非破壊試験方法の種類
工業分野 供用前・供用期間中試験(製造を含む。)及び高圧ガスプラント

認定番号

氏名

個人ID

生年月日

発行年月日

有効年月日 ●●●●年●●月●●日

-発行所長人- 日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認定委員会
委員長 西田 享平

非破壊試験方法の種類
工業分野 供用前・供用期間中試験(製造を含む。)及び高圧ガスプラント

認定番号

氏名

個人ID

生年月日

発行年月日

有効年月日 ●●●●年●●月●●日

-発行所長人- 日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認定委員会
委員長 西田 享平

①「有効年月日」が記載されている面を貼付してください
②有効年月日を読み取れるようにしてください
(登録対象者の可否を判断するため)

申請を行おうとする資格証明書のコピーを貼付してください

【添付6】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領

日付を必ず記入してください。
(●●●●年は西暦)

B5006-R01 (2版) 2017.10.1

●●●●年●●月●●日
(日付をご記入ください)

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認証委員会 委員長 殿

申請者、資格証明書保持者の遵守誓約書

私は、下記の一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者に関する申請者及び資格証明書保持者として、
認証委員会の定める「非破壊試験に関わる者の遵守規定」
を必ず遵守することを誓約します。

- ①必ず登録申請者（本人）が手書きで記入してください。
- ②印を必ず捺印してください。

申請者、資格証明書保持者の氏名（署名）： 非破壊 一郎 印

所属組織 ●●●●株式会社 ●●事業所

会社名、所属部署名を記入してください

【添付7】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領

日付を必ず記入してください。
(●●●●年は西暦)

B5006-R02 (2版) 2017.10.1

●●●●年●●月●●日
(日付をご記入ください)

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認証委員会 委員長 殿

雇用責任者の遵守誓約書

私は、下記の一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者に関する申請者及び資格証明書保持者の
雇用責任者として、認証委員会の定める「非破壊試験に関わ
る者の遵守規定」を必ず遵守することを誓約します。

申請者、資格証明書保持者の氏名： 非 破 壊 一 郎

雇用責任者 氏名 非 破 壊 太 郎 印

雇用責任者の所属組織： ●●●●株式会社 ●●事業所

雇用責任者の役職： ●●●●●

登録申請者の氏名を記入して
ください
(手書きでなくても構いません)

①雇用責任者の氏名を記入して
ください
(手書きでなくても構いません)
②印を必ず捺印してください。

雇用責任者が
①代表者(社長)の場合は「会社名」
又は
②所属長の場合は「会社名 所属部署名」
を記入してください

雇用責任者が
①代表者の場合は「代表取締役社長」等
又は
②所属長の場合は「●●●●事業所 所長」
等を記入してください